

平成30年死亡災害の概要

滋賀労働局

平成30年9月末現在

番号	業種 (規模)	発生月 時間帯	事故の型	被災者の職種 年代	発生状況
1	バス業 4-2-2 (220名)	2月 6時頃	はさまれ、 巻き込まれ	運転手 70代	被災者は、バス運転手であり、事業場内においてバスの車体の下に巻き込まれた状態で発見され、その後死亡が確認されたもの。 事業場内は緩やかな勾配となっており、バスは勾配の中程でエンジンがかかったままの状態では停止していたが、目撃者がいないため、災害発生状況の詳細は不明である。
2	その他の商業 8-4-9 (6名)	3月 14時30分	はさまれ、 巻き込まれ	作業員・ 技能者 50代	駐車中の4tトラックが無人のまま逸走し、当該車両の近くにいた被災者が当該トラックの運転席と隣の車両のあいだの間に挟まれて死亡したもの。 単独作業のため詳細は不明であるが、逸走したトラックはバッテリーが上がっていたため、被災者はその復旧のために隣のトラックのバッテリーとブースターケーブルでつなぐための準備をしていたものと推測される。 当該場所は約1度の傾斜があり、逸走防止のための歯止めをしていなかった。
3	砂防工事業 3-1-8 (4名)	7月 14時45分	墜落転落	作業員・ 技能者 30代	被災者は、同僚2人と山の法面でモルタル擁壁修繕工事に従事していた。3名が作業エリアを移動するため、ワイヤーロープを付け替える樹木を選定していたところ、落石があり(直径約15cm)、これが被災者の左側頭部に当たり、その衝撃で被災者は法面から約15メートル下に落下して全身を強く打って死亡した。
4	その他の建設工 事 3-3-9 (5名)	7月 10時30分	転倒	車両系建設 機械運転者	太陽光パネル設置工事において、被災者が現場の竹や草を伐採したものを車両系建設機械(解体用つかみ機)で現場の一定箇所へ集積する作業を行っていたが、斜面を通行した際に車両系建設機械ごと転倒した。
5	旅館業 14-1-1 (53名)	8月 8時30分	おぼれ	設備管理 60代	手こぎボートを棧橋に備えつけるため、被災者は棧橋までボートを漕いで行ったが、同僚が棧橋に行った時には、ボート、オール1本、被災者の靴が湖面に浮いており、被災者の姿が見当たらなかった。そのため湖を捜索したところ、30分後にボート真下の深さ3.1mの湖底に沈んでいた被災者を発見したが、溺死が確認されたもの。
6	警備業 17-2-1 (64名)	9月 10時10分	交通事故 (道路)	警備員 70代	片側1車線を規制し、道路工事を行っていた現場で交通誘導していた警備員が、現場にバックで入場してきたトラックに轢かれたもの。
7	電気通信工事業 3-3-1 (50名)	9月 2時07分	感電	電工	柱上のトラスビームに乗って作業をしていた作業員が、80cm上の検電していない電線(直流1500V)に背中が触れて感電したもの。
8	警備業 17-2-1 (25名)	9月 20時00分	おぼれ	警備員 40代	契約先で警備警報があったため、被災者が現場に向かったが、その後連絡がつかなくなった。現場には被災者が運転していた車両はエンジンがかかったまま放置されており、被災者の姿はなかった。警察が捜索したところ、翌日に、現場から12km下流の川の三角州で遺体で発見された。現場近くを流れる川が台風24号により増水しており、誤って川へ転落し、おぼれたものと推定される。

※本資料は、県内等での同種災害の再発防止に資することを目的に作成しています。
速報性を重視しており、今後、加筆・修正を行う場合があります。